

国民健康保険 傷病手当金の申請について

○申請できる方（下記のすべてに該当する方）

- ①会社等から給料を受けている方
※パートタイマー、アルバイト、事業専従者も含まれます。
※個人事業主は非該当となります。
- ②新型コロナウイルスに感染し、または発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のために就労ができなくなった方
※必ずしも医療機関を受診している必要はありませんが、無症状の方は対象になりません。

○対象となる日数

療養のために就労ができなくなった日から起算して、連続して3日を経過した日（4日目）から支給対象となり、就労ができなかった期間のうち、就労を予定していた日数分が対象となります。

※令和2年1月1日以降で、最長1年6カ月が対象期間となります。

○支給額

「直近3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額」×「2/3」
×「支給対象となる日数」

※給与等の全部または一部を受け取れる場合は、支給額が調整される場合があります。
※直近3カ月に就労（収入）がない場合、支給額はゼロとなります。

申請に必要なもの

① 支給申請書（世帯主記入用）

※世帯主の口座以外への振込を希望する場合は、下段の受取代理人の欄の記入押印（世帯主及び代理人）が必要です。

② 支給申請書（被保険者記入用）

※症状発症や医療機関受診の状況、療養期間分の給与の受領について記載してください。

※医療機関を受診していない場合は、下段の事業主証明が必要です。

③ 支給申請書（事業主記入用）

※下記の内容について事業主から証明してもらうものです。

- ・就労予定日が新型コロナウイルス感染・疑いにより無給休暇となった日数
- ・直近3か月の勤務状況と賃金支給額

④ 支給申請書（医療機関記入用）

※入院療養だった場合に、医療機関に証明してもらうものです。（医療機関の証明費用は自己負担となります）

※自宅療養だった場合は、保健所からの就業制限及び就業制限解除通知の写し、My HER-SYS（マイハーシス）の療養証明書、医療機関や薬局で発行した陽性を確認できる書類などで代えることができます。

⑤ 対象者の保険証

⑥ 振込先の預金通帳（原則世帯主名義のもの、委任があれば他の名義も可）

⑦ 窓口に来る方の本人確認書類（免許証など顔写真付1点、保険証や診察券、通帳等顔写真無しは2点）

⑧ 別世帯の方が来られる場合は、世帯主からの委任状



←上記①～④の申請書と記入例は、市ホームページからもダウンロードできます。

市ホームページ
「傷病手当金」

問い合わせ：会津若松市国保年金課 医療給付グループ
電話番号：0242-39-1244